

# 第4章 全体構想（分野別方針）



- I 土地利用の基本方針
- II 交通体系の基本方針
- III 水と緑の基本方針
- IV 都市環境の基本方針
- V 安心・安全の基本方針

## 【将来都市像】

# 首都圏でいちばん人が輝く町

### 【まちづくりの主要課題】

- 本町の現状や住民意向から抽出した、5つのまちづくりの主要な課題を示しています。

### 【主要課題への対応方向】

- 抽出された5つの主要課題に向けた、それぞれの対応方向を示しています。

#### 《町の活力創出に資する 都市機能の活用と誘導》

- ・ 新たな商業機能の誘導
- ・ 既存都市機能の充実・活用による、まちの賑わいづくり

- ・ 東武動物公園駅周辺における新たな拠点的都市機能の誘導
- ・ 主要幹線道路沿道における商業環境の充実
- ・ 鉄道駅周辺の市街化調整区域における新たな土地利用の可能性の検討

#### 《誰もが安心・安全・快適に 利用できる交通ネットワークの形成》

- ・ 道路網やバス網の更なる利便性の向上
- ・ 身近な歩行環境の管理・整備

- ・ 都市計画道路の計画的な整備
- ・ 持続可能で利便性の高い公共交通網の構築
- ・ 誰もが安心・安全に利用できる歩行環境の管理・整備

#### 《安心・安全な暮らしを支える 防災・防犯のまちづくり》

- ・ 防災・防犯対策などの充実

- ・ ハード・ソフト両面による、防災・防犯のまちづくり
- ・ 水害の防止・抑制
- ・ 道路交通環境の整備による交通事故の防止

#### 《既存住宅地の“質”の確保・向上》

- ・ 将来にわたって宮代町で暮らしたいと感じられるような“質”の高い居住環境づくり

- ・ 地区計画制度を活用した、居住環境の維持・改善
- ・ 防火地域・準防火地域の指定による既存住宅の不燃化促進
- ・ 空き家・空き地の活用

#### 《“農”の管理・保全・活用》

- ・ 農業従事者の担い手不足や耕作放棄地の増加
- ・ 良好な自然環境の保全と適正な管理

- ・ 「農」の資源を活かしたまちづくり
- ・ 持続可能な営農環境の形成
- ・ 市街地内の農地のメリハリのある土地利用



### 【まちづくりの目標】

- まちづくりの主要課題や対応方向を踏まえ、更に暮らしやすいまちづくりへと繋げていくための4つの目標を示しています。



### 【分野別方針】

- まちづくりの主要課題や目標を踏まえ、将来都市像の実現に向けた5つの方針を示しています。

#### I 土地利用の基本方針

- 1 区域区分に基づくメリハリのある土地利用
- 2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導
- 3 “農”を支える自然環境の管理・保全・活用
- 4 土地利用区分別の方針

#### II 交通体系の基本方針

- 1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備
- 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 3 歩いて暮らせる交通環境の形成

#### III 水と緑の基本方針

- 1 公園・緑地の“質”の向上
- 2 緑化の推進

#### IV 都市環境の基本方針

- 1 生活基盤施設の適正管理
- 2 健康福祉のまちづくり
- 3 都市の魅力を高める景観づくり
- 4 環境にやさしいまちづくりの推進

#### V 安心・安全の基本方針

- 1 災害に備えたまちづくり
- 2 協働に基づく地域防災力の向上
- 3 安全な暮らしの確保

# I 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、既存市街地や産業用地、郊外の既存集落などの都市的土地利用の維持・充実や新たな創出に係る方針とともに、農地や里山などの自然的土地利用の管理・保全・活用の方針を位置づけます。

## I 土地利用の基本方針

### 1 区域区分に基づくメリハリのある土地利用の誘導

- (1) 持続可能な都市を支える集約型都市構造の推進
- (2) 居住環境の“質”の確保
- (3) 高齢社会に対応した“歩いて暮らせる”まちづくり
- (4) 市街化調整区域における土地利用の適正化

### 2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導

- (1) 東武動物公園駅周辺における賑わいの創出
- (2) 和戸横町地区における新規産業拠点の計画的な整備
- (3) 鉄道駅周辺における新たな土地利用の誘導

### 3 “農”を支える自然環境の管理・保全・活用

- (1) 地域資源の適正利用
- (2) 既存集落の生活環境の保全・改善
- (3) 多様な主体との連携・協働に基づく管理・保全・活用

### 4 土地利用区分別の方針

### (1) 持続可能な都市を支える集約型都市構造の推進

本町は、計画的・優先的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を原則として抑制する「市街化調整区域」に区分する「区域区分」を設定している都市計画区域に指定されています。

社会全体が人口減少・少子高齢化へと転じる中で、本町が将来にわたって持続的に質の高い行政サービスを提供していくためには、都市経営に係るコストの更なる効率化を進めていく必要があります。近年増加している水害などの自然災害への備えを図りながら、区域区分に基づいて人口や都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成し、その機能の充実を図ります。

また、生活に必要な諸機能を集約し、移動距離を小さくすることで、利便性の向上を図り、効果的・効率的な行財政を進めながら、住民の暮らしや事業者の働きやすい環境の“質”を将来にわたって確保し、誰もが宮代町で暮らしたい、働きたいと思える、笑顔あふれる魅力あるまちづくりを推進します。



東武動物公園駅西口駅前

### (2) 居住環境の“質”の確保

土地区画整理事業や大規模開発によって計画的に整備された住宅地については、引き続き、充実した都市基盤の適正な維持管理を図りながら、地区計画や建築協定などのまちづくりルールに基づいた、質の高い居住環境の維持・向上を図ります。

昔からの既存住宅地については、一部道路などの生活基盤が十分でないエリアや古い住宅が密集しているエリアも残されていることから、建物の新築や建て替えに伴う道路空間の確保など、長期的視点に立って都市基盤の整備を推進します。

町内では住民の高齢化や転出などに伴って空き家や空き地の発生が増加しています。管理されていない空き家や空き地は、良好な居住環境の阻害要因となるため、所有者による適正管理を基本としながら、若年世帯などの新たな居住の受皿としての活用を促進します。



地区計画が指定されている道佛地区の住宅地

### (3) 高齢社会に対応した“歩いて暮らせる”まちづくり

コンパクトな市街地の中に、居住地と都市機能が集積している本町の強みを生かし、誰もが徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで移動可能な範囲で、商業・業務、医療・福祉や行政などの多様なサービスが享受できる、“歩いて暮らせる”利便性の高い市街地づくりに取り組みます。

歩いて暮らせるまちづくりの実現にあたっては、本町の拠点となる東武動物公園駅周辺の「まちなか拠点」や和戸駅及び姫宮駅周辺の「生活拠点」において、都市機能の充実を図るとともに、周辺の居住地とを繋ぐ交通環境の整備を図ります。



### (4) 市街化調整区域における土地利用の適正化

市街化調整区域は、原則として市街化を抑制し、農地などの自然環境を保全する区域ですが、市街化区域の縁辺部においては宅地化が進んでいるエリアも見られます。

スプロール現象による都市的土地利用の拡大は、周辺の営農環境の悪化、道路や水道施設の整備・維持管理費など都市経営に係るコストの非効率化を招くことが懸念されることから、市街化調整区域での無秩序な開発を抑制し、土地利用の適正化を図ります。



## 2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導

### (1) 東武動物公園駅周辺における賑わいの創出

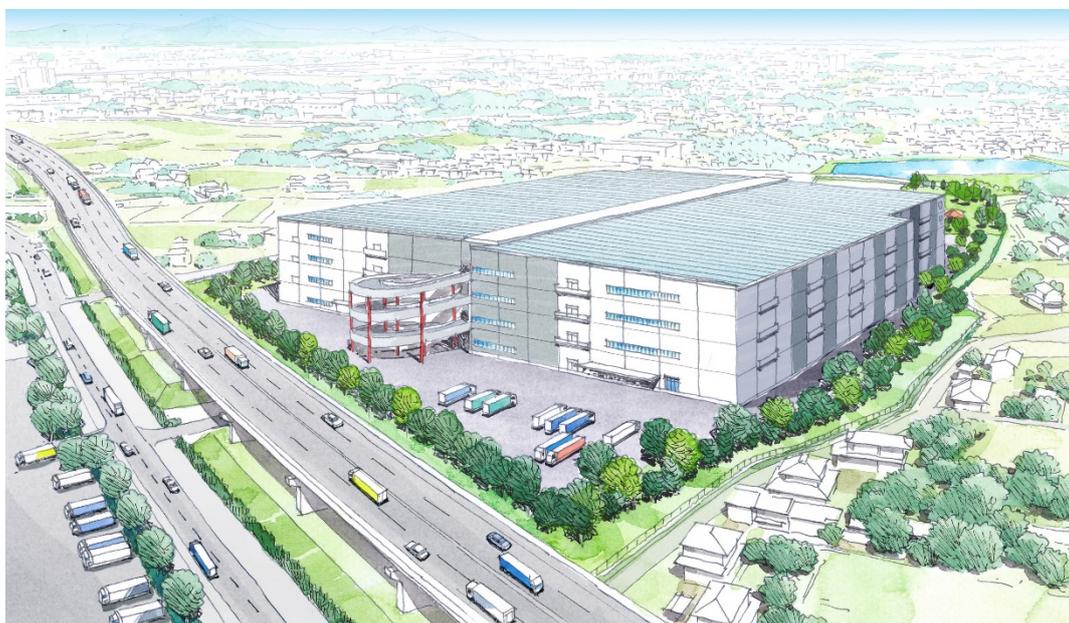
本町の中心市街地となる東武動物公園駅周辺の市街地は、多様なサービスを楽しむことができる「まちなか拠点」に位置づけられています。土地区画整理事業によって都市基盤整備が完了している駅西口においては、「東武動物公園駅西口地区地区計画」に基づいて、商業・業務、医療・福祉などの機能を有する、新たな拠点市街地の形成を目指します。

駅東口においては、事業認可された駅前広場と都市計画道路の早期整備による交通結節機能の強化を推進するとともに、駅前整備を契機とした賑わいの創出に取り組みます。

### (2) 和戸横町地区における新たな産業拠点の計画的な整備

和戸横町地区では、圏央道に近接する広域交通利便性を活かした新たな産業拠点として、工業団地の整備が進められています。

幸手に至るまでのアクセス路の確保など、広域交通利便性の向上に資する施設整備に取り組むとともに、「宮代和戸横町地区地区計画」に基づいた土地利用誘導により、周辺環境と調和した、産業拠点の形成に取り組みます。



和戸横町地区と圏央道のイメージ

### (3) 鉄道駅周辺における新たな土地利用の誘導

和戸駅周辺地区については、鉄道駅に近接し、周辺都市へと繋がる道路網も確保されていることから、本町の新たな活力創出に資する産業系土地利用の誘導を図ります。

また、本町と春日部市を繋ぐ（都）春日部久喜線延伸路線の沿道エリアである姫宮駅西側周辺地区については、周辺住民や道路利用者の利便性向上に資する沿道サービス施設や産業系土地利用の誘導を図ります。



(都)春日部久喜線の延伸イメージ

### (1) 地域資源の適正利用

本町に広がる農地や平地林、河川・用水路など、町の原風景を形づくる「農」の資源は、本町が目指す「宮代らしさ」の価値を高めていく重要な地域資源です。

これらの地域資源を将来にわたって適正に確保していくため、市街化調整区域に広がる農地や平地林については、「農業振興地域の整備に関する法律」や「森林法」などの関係法令の適正運用による管理・保全を基本としながら、町内の農業振興施策との連携による活用を図ります。

市街化区域内に点在する農地・緑地などについては、新たな宅地需要の受皿としての役割も担っている一方で、住民に安らぎと潤いを与える緑空間としての役割を果たしていることから、周辺環境との調和や将来の見通しを踏まえながら、地区の状況に応じた保全・活用方法について検討します。



ほっつけ田んぼ

### (2) 既存集落の生活環境の保全・改善

市街化調整区域で形成されている既存集落は、本町の農業生産を支える農業従事者の生活の場として、重要な役割を果たしています。

引き続き、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、周辺の営農・自然環境との調和を図りつつ、集落内の道路や側溝などの生活基盤の適正な管理と改善に取り組みます。



郊外集落地

### (3) 多様な主体との連携・協働に基づく管理・保全・活用

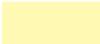
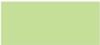
本町では、住民の高齢化や農業従事者の後継者不足などにより、管理が十分に行き届かない耕作放棄地や平地林の発生が顕在化しています。

本町の特長である豊かな自然環境を将来にわたって適正に確保していくため、住民などが主体となった保全活動の実施や企業・大学のCSR（社会的責任）活動の場としての活用など、住民やNPO、事業者などの多様な主体との連携・協働による管理・保全・活用を促進します。

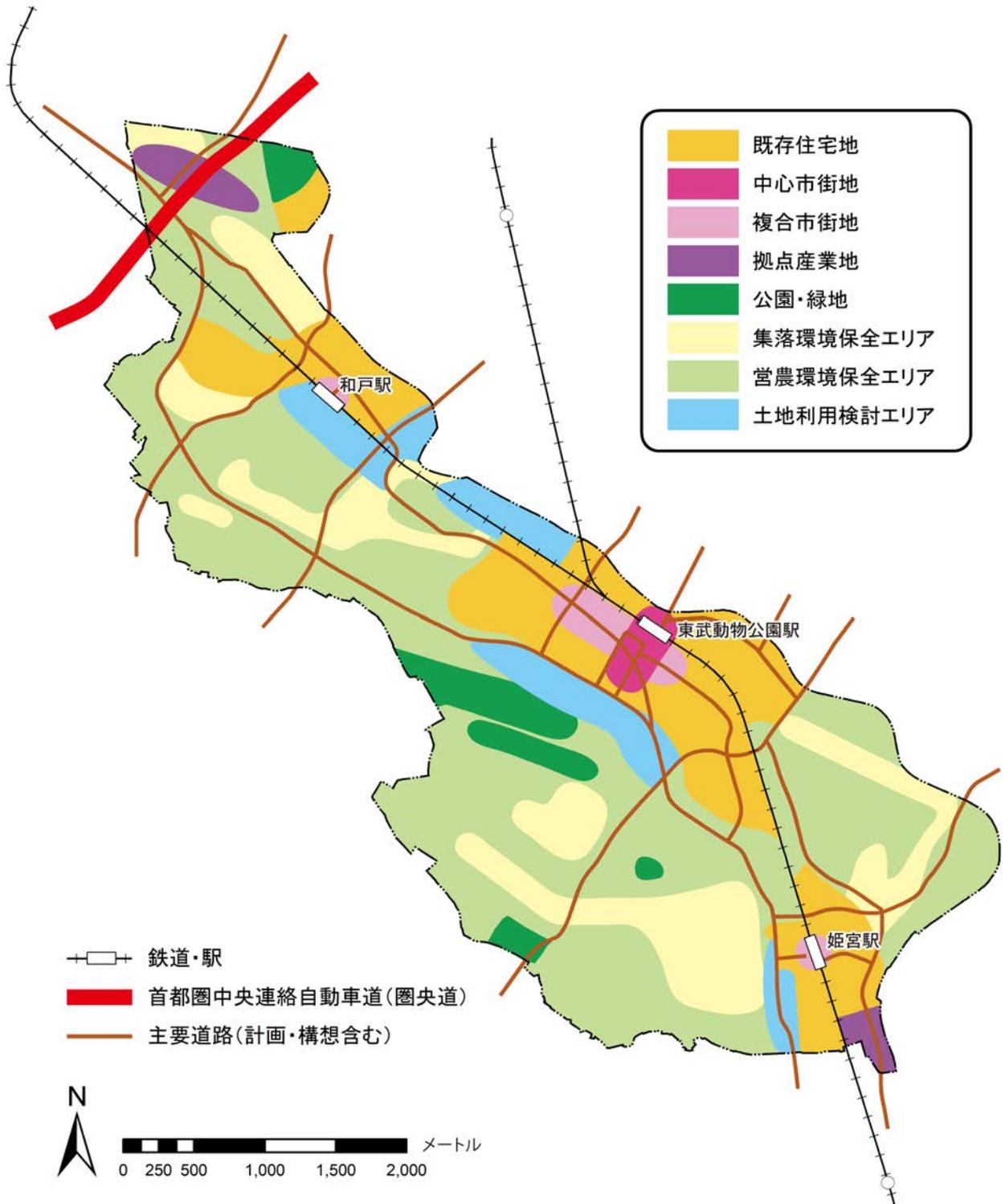
特に、農業生産の場として適正管理が求められる農地については、ロボット技術やIoTなど、新たな技術を活用した「スマート農業」の展開について研究を進めながら、持続可能な営農環境づくりを目指します。

## 4 土地利用区分別の方針

将来都市構造の実現に向けて、本町が目指す土地利用区分ごとの土地利用方針を、次のように設定します。

| 名 称   | 土地利用方針   |
|---|--|
| <b>既存住宅地</b><br>       | <input checked="" type="checkbox"/> 鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”の維持・向上を推進します。                   |
| <b>中心市街地</b><br>       | <input checked="" type="checkbox"/> 東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や駅前通りの基盤整備を推進します。             |
| <b>複合市街地</b><br>       | <input checked="" type="checkbox"/> 中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。                             |
| <b>拠点産業地</b><br>     | <input checked="" type="checkbox"/> 宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域における、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺の既存工業地は、引き続き適正な管理を促進します。         |
| <b>公園・緑地</b><br>     | <input checked="" type="checkbox"/> 生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。                                      |
| <b>集落環境保全エリア</b><br> | <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一体的な取組を推進します。                                      |
| <b>営農環境保全エリア</b><br> | <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。                         |
| <b>土地利用検討エリア</b><br> | <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。 |

## ■ 土地利用方針図



## Ⅱ 交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、より利便性の高い道路ネットワークの整備方針とともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築に係る方針について位置づけます。

### Ⅱ 交通体系の基本方針

#### 1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備

- (1) 広域交通網の整備
- (2) 拠点の連携強化
- (3) 都市計画道路の整備と見直し
- (4) 道路区分の設定

#### 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

- (1) 既存公共交通網の活用
- (2) 交通結節機能の強化
- (3) 公共交通の利用促進
- (4) 新たな公共交通システムの導入検討

#### 3 歩いて暮らせる交通環境の形成

- (1) 安心・安全な歩行空間の確保
- (2) 自転車の利用促進に向けた環境づくり
- (3) ユニバーサルデザインの推進

### (1) 広域交通網の整備

本町が将来にわたって成長していくためには、本町と周辺都市を繋ぐ広域交通網の整備が重要です。本町は、隣接する市町と強い繋がりをもって生活圏が形成されていることから、(都)春日部久喜線、(都)新橋通り線、(都)万願寺橋通り線など、本町の広域連携道路となる路線については、都市間の交流がより一層図られるよう、関係機関との連携を図りながら計画的な整備に努めます。



至 久喜白岡 JCT

至 幸手 IC

4 車線化に向けて整備中の圏央道

提供:NEXCO 東日本

### (2) 拠点の連携強化

拠点を中心とした集約型都市構造の実現のためには、広域交通網を補完し、居住地と各拠点を繋ぐ拠点間道路網の維持・充実が必要です。

特に、本町のまちなか拠点として生活利便施設が集積する東武動物公園駅周辺市街地への円滑なアクセスを確保するため、(都)春日部久喜線や(都)東武動物公園駅西口通り線などの路線については、関係機関との連携を図りながら計画的な整備に取り組みます。

新規整備にあたっては、道路幅員に応じた歩行空間の確保や街路樹の整備など、魅力ある道路環境の創出にも配慮します。



(都)東武動物公園駅西口駅前通り線イメージ

### (3) 都市計画道路の整備と見直し

本町が指定している都市計画道路 23 路線については、これまでの計画的な事業進捗により、一定の整備が進められてきました。引き続き、関係機関との連携を図りながら、計画的な整備に取り組めます。

なお、長期未着手となっている路線については、将来の需要などを見通したうえで、その必要性を県の基準に照らして検討し、必要に応じて廃止も含めた見直しを行うものとしします。

### (4) 道路区分の設定

本町の主要道路網を構成する各路線については、次のように道路区分を設定します。

#### ■ 広域連携道路（町内外を繋ぐ広域路線）

|           | No. | 路線名                       | 役割   |
|-----------|-----|---------------------------|--|
| 既存道路・計画道路 | 1   | 首都圏中央連絡自動車道<br>(圏央道)      | 東京から放射状に延びる各高速道路と連携し、首都圏に流入する交通を分散させ、一般道の交通渋滞を緩和する道路                             |
|           | 2   | (都)万願寺橋通り線                | 他市町とつながる広域道路で、白岡駅方面への路線延長を行うことにより、県道さいたま幸手線と接続するとともに国道 4 号へアクセスする宮代町の東西方向の軸となる道路 |
|           | 6   | (都)新橋通り線                  | 県道蓮田杉戸線のバイパスとなる道路で、宮代町の東西方向の軸となる道路   |
|           | 8   | (都)春日部久喜線                 | 他市町とつながる広域道路で、春日部方面への路線延長を行うことにより、宮代町の背骨となる道路                                    |
|           | 11  | (都)国納橋通り線                 | 県道さいたま幸手線に計画されている道路で、宮代町の東西方向の軸となる道路   |
| 構想道路      | ①   | (都)春日部久喜線の延伸<br>(北春日部方面)  | ((都)春日部久喜線と同様)   |
|           | ②   | (都)新橋通り線の延伸<br>(春日部市内牧方面) | ((都)新橋通り線と同様)  |
|           | ③   | (都)万願寺橋通り線の延伸<br>(白岡駅方面)  | ((都)万願寺橋通り線と同様)  |

表内の番号は、道路網の整備方針図に対応

■ 地域連携道路（広域連携軸を補完し、町内の各拠点を繋ぐ主要路線）

|           | No.  | 路線名               | 役割  |                      |
|-----------|------|-------------------|---|----------------------|
| 既存道路・計画道路 | 3    | (都)新河原橋通り線        | (都)春日部久喜線と国道4号を結ぶ道路                       |                      |
|           | 4    | (都)東武動物公園駅東口通り線   | 東武動物公園駅東口から杉戸町方面へのアクセス道路                  |                      |
|           | 5    | (都)清地橋通り線         | (都)百間通り線から杉戸町方面へのアクセス道路                   |                      |
|           | 7    | (都)宮東橋通り線         | 宮代町の東西・南北方向の骨格道路を環状に結ぶ道路                  |                      |
|           | 9    | (都)備中岐橋通り線        | 久喜市・幸手市方面への連続整備により、圏央道幸手ICへのアクセス向上に寄与する道路 |                      |
|           | 10   | (都)本郷橋通り線         | 久喜市方面へのアクセス道路                             |                      |
|           | 12   | (都)和戸駅東口通り線       | 和戸駅東口へのアクセス道路                             |                      |
|           | 13   | (都)宮代通り線          | (都)春日部久喜線から東武動物公園駅西口駅前通り線へのアクセス道路         |                      |
|           | 14   | (都)東武動物公園駅西口通り線   | (都)春日部久喜線から(都)中央通り線へのアクセス道路               |                      |
|           | 15   | (都)百間通り線          | (都)東武動物公園駅東口通り線と(都)新橋通り線へのアクセス道路          |                      |
|           | 16   | (都)姫宮駅西口通り線       | 姫宮駅西口へのアクセス道路                             |                      |
|           | 17   | (都)姫宮駅東口通り線       | 姫宮駅東口へアクセスする道路                            |                      |
|           | 18   | (都)仲洲嶋橋通り線        | (都)宮東橋通り線と接続するとともに、春日部方面へアクセスする道路         |                      |
|           | 19   | (都)東武動物公園駅西口駅前通り線 | (都)春日部久喜線から東武動物公園駅西口へのアクセス道路              |                      |
|           | 20   | (都)中央通り線          | (都)東武動物公園駅西口通り線と(都)東武動物公園駅西口駅前通り線を結ぶ道路    |                      |
|           | 21   | (都)東武動物公園駅東口駅前広場  | 東武動物公園駅東口駅前の移動円滑化を図る広場                    |                      |
|           | 22   | (都)和戸駅東口駅前広場      | 和戸駅東口駅前の移動円滑化を図る広場                        |                      |
|           | 23   | (都)姫宮駅東口駅前広場      | 姫宮駅東口駅前の移動円滑化を図る広場                        |                      |
|           | 構想道路 | ④                 | 町道第259号線の延伸                               | 東地区から金原地区方面へのアクセス道路  |
|           |      | ⑤                 | 仮)和戸駅西口通り線<br>(白岡市方面)                     | 和戸駅西側から白岡市方面へのアクセス道路 |

表内の番号は、道路網の整備方針図に対応

## ■ 道路網の整備方針図



## 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

### (1) 既存公共交通網の活用

本町は、コンパクトな町域の中に東武伊勢崎線及び東武日光線による鉄道網と、東武動物公園駅、姫宮駅、和戸駅の3つの鉄道駅を有しています。更に、町内の公共施設を繋ぐ「宮代町循環バス」の公共交通網が整備されています。

高齢社会を迎える中で、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要なものとなっていることから、これらの既存公共交通網を将来にわたって維持し、更なる充実を図っていくため、公共交通の積極的な利用を図りながら、事業者との連携・協働による、利用環境の維持・改善に取り組みます。

東武伊勢崎線及び東武日光線による鉄道網については、本町の通勤・通学者や本町への来訪者の主要な移動手段となることから、引き続き、安全性や利便性向上に向けた事業者への要望活動などに取り組みます。



東武鉄道

### (2) 交通結節機能の強化

本町の交通結節拠点となる鉄道駅周辺については、利用者の利便性向上に資する駅前広場の整備や民間事業者による駐車場・駐輪場の確保に加え、公共交通の利用促進に資する施設などの整備やバリアフリー化など、ハード・ソフト両面から、交通結節機能の強化に向けた環境整備に総合的に取り組みます。

### (3) 公共交通の利用促進

持続可能な公共交通の確保にあたっては、主な利用者となる住民の意識醸成が必要です。

マイカーの利用を減らし、公共交通の利用促進に向け、誰もが分かりやすく、利用しやすい、利用しなくなる環境を提供し、公共交通の利用促進を図ります。

また、住民の高齢化への対応として、「高齢者運転免許自主返納支援事業」を運用し、高齢者の交通事故防止と町内循環バスの利用を促進します。



町内循環バス

#### (4) 新たな公共交通システムの導入検討

誰もが円滑な移動サービスを享受できるように、新たな移動手段の確保方策について検討します。市街化調整区域の一部では、既存公共交通機関ではカバーされていない居住地域（公共交通空白地域）があることから、町内循環バスを補完するデマンド交通などの地域公共交通の導入など、公共交通空白地域の解消に向けて必要な支援・検討を行います。

将来的には、ICT・IoTの技術進歩によって、グリーンスローモビリティの活用や自動運転化の導入などが想定されます。本町においても、持続可能な公共交通システムの導入の視点から、関係機関や周辺市町との連携・協働のもと、必要に応じて自動運転交通システムも含めた多様な移動手段の確保に向けた検討を進めます。



グリーンスローモビリティの例(広島県尾道市)



自動運転のイメージ

### 3 歩いて暮らせる交通環境の形成

#### (1) 安心・安全な歩行空間の確保

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心・安全に道路を利用することができるように、既存の歩道の適正な維持管理を図るとともに、新規道路整備と合わせた歩行空間の確保に取り組みます。

鉄道駅周辺の市街地や主要幹線道路など、多くの人が利用するエリアでは、徒歩や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすなどで容易に移動することができるように、歩道の整備や適正管理に取り組みます。

住宅地内の生活道路については、既存の歩行空間の適正管理とともに、新築や建て替えに伴う道路空間の確保を促進します。

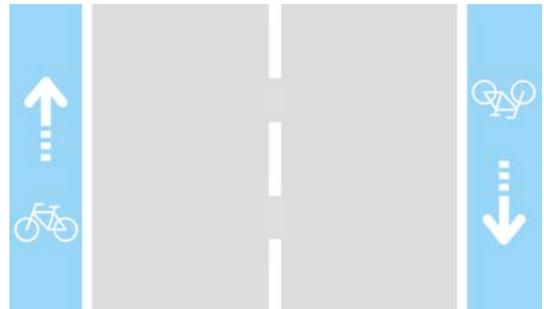
園児の散歩コースや小中学生の通学路となっている道路については、歩車道の分離やゾーン30、キッズゾーンの指定、防護柵の設置など、子どもたちの更なる安全性の確保に取り組みます。



#### (2) 自転車の利用促進に向けた環境づくり

気軽な移動手段の一つとなる自転車の利用は、自動車交通量の減少に伴う温室効果ガスの排出抑制や道路混雑の緩和に加え、住民の健康増進や観光客の回遊促進など、多面的な効果が期待されます。

自転車通行帯の整備や交通結節拠点となる鉄道駅周辺においては、駐輪場の確保、町内レンタサイクルの活用など、自転車の利用促進に向けた環境づくりに取り組みます。



自転車通行帯の整備イメージ

#### (3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心・安全、快適に移動できる環境づくりに向けて、道路施設の段差解消やスロープ・点字ブロックの設置、駅舎のバリアフリー化など、交通環境のユニバーサルデザイン化に配慮した施設整備や改良に取り組みます。

また、本町においても増加傾向にある外国人居住者への対応として、町設置の案内板の多言語表示を検討します。

## Ⅲ 水と緑の基本方針

水と緑の基本方針では、本町が有する農地や平地林、河川・水路などの豊かな自然環境の管理・保全・活用に係る方針と、生活に安らぎと潤いを与える公園・緑地の整備・管理に係る方針について位置づけます。

### Ⅲ 水と緑の基本方針

#### 1 公園・緑地の“質”の向上

- (1) 公園・緑地の適正管理
- (2) 公園機能の適正化による交流促進
- (3) 身近な緑空間の活用

#### 2 緑化の推進

- (1) 民有地の緑地の保全・創出
- (2) 公共施設の緑化
- (3) 農地の管理・保全と多面的活用
- (4) 水と緑のネットワークの形成
- (5) 多様な主体との連携・協働

## 1 公園・緑地の“質”の向上

### (1) 公園・緑地の適正管理

本町には、「ぐるる宮代」や「はらっパーク宮代」など町の拠点となる大規模公園とともに、周辺住民が利用する街区公園や山崎山の雑木林などの公園・緑地が各地域に整備されています。

これらの公園・緑地は、都市生活に安らぎと潤いを与える緑空間であり、多世代の交流やスポーツ・レクリエーションの場としての役割とともに、災害時における避難場所として多面的な役割を果たしています。

引き続き、誰もが安心・安全に公園・緑地を利用することができるように、遊具などの公園施設の適正管理に取り組みます。

また、限られた財源の中で、それぞれの公園・緑地で継続的な管理活動を実施していくため、民間活力の導入や市民参加を積極的に推進します。



はらっパーク宮代

### (2) 公園機能の適正化による交流促進

子どもたちの日常的な遊びの場や保護者同士の交流を促す場となる公園は、子育てのしやすいまちづくりを実現し、子育て世代の更なる定住促進を進めていくために、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。

また、住民の高齢化が進む中では、健康寿命の延伸に向けて、高齢者が日常的に体を動かし、交流する場としての役割も担います。

引き続き、遊具などの公園施設の安全点検やパトロールを実施しながら、老朽施設の補修・更新にあたっては、主な利用者となる住民と協働のもと、子育て世代に対応した遊具・施設の更新や高齢化に対応した健康遊具への入れ替えなど、世代ごとのニーズに対応した見直しを行い、多世代の更なる交流促進と利用者が愛着の持てる整備を推進します。



### (3) 身近な緑空間の活用

公園・緑地に加え、空き地や農地についても、フリーマーケットや市民農園など、人々が憩い楽しむことができる身近な緑空間として、積極的な活用を図ります。

また、山崎山の雑木林や町内に点在する平地林についても、貴重な緑空間として、引き続き、保全・活用に取り組みます。



憩いの場としての空間イメージ

## 2 緑化の推進

### (1) 民有地の緑地の保全・創出

市街地に点在するまとまった樹林地や農地、宅地内の緑地や道路沿いの街路樹などについては、生活に潤いを与える貴重な緑空間としての役割を果たしていることから、引き続き、適正な管理に基づく緑地の保全・確保を促進します。

また、既存の緑地をまちの資源として適正に確保していくため、住民や大学、事業者などとの連携・協働を図りながら、緑地協定を活用した民間施設や住宅地における緑地の確保・保全を促進します。

新たに整備される一定規模以上の店舗や工場、業務施設などについては、敷地内での緑地の確保や壁面、屋上など建物の緑化についても誘導します。新たな拠点として整備が進められている東武動物公園西口地区や和戸横町地区においては、周辺環境との調和に配慮した緑地の確保を図ります。

### (2) 公共施設の緑化

人々のふれあいを育む緑空間として、役場や進修館、図書館や小中学校など、規模の大きい公共施設の敷地内や外周部の緑地を管理・保全することにより、潤いある環境づくりを推進します。



図書館



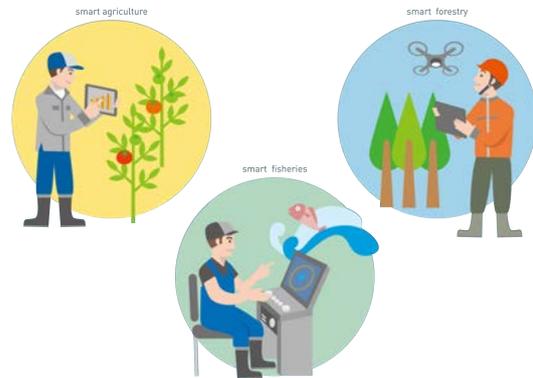
笠原小学校

### (3) 農地の管理・保全と多面的活用

市街化調整区域に広がる農地は、本町の農業生産を支える営農の場として、また町の原風景を構成する貴重な資源となることから、引き続き、生産基盤の拡充や後継者の確保、新たな生産団体の設立など、それぞれの利用に基づいた適正な管理・保全を目指します。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景に耕作放棄地も増加傾向にあることから、ロボット技術やIoTなど、新たな技術を活用した「スマート農業」の展開について研究を進めながら、持続可能な営農環境づくりを目指します。

また、学校教育や生涯学習、観光交流の観点から農業を体験できる「新しい村」を拠点に、市民農園や観光農園としての利用を促進し、「農」の資源を住民や来訪者にも体感してもらう場として多面的に活用します。



スマート農業のイメージ



新しい村で開催しているマルシェ(世界のすうぶ屋さん)

#### (4) 水と緑のネットワークの形成

本町が有する「農」の資源である、公園・緑地、平地林、河川・水路などの水と緑を、住民や来訪者が、体感できる空間づくりを推進します。また、住民や来訪者が安心・安全に町内の散策を楽しめるように、既存遊歩道などの適正管理に努めます。

連続した緑のネットワークとしての役割を担う幹線道路沿いの街路樹については、県や周辺住民との連携・協働のもと、根上がりによる歩行空間への影響、信号や道路標識などの見通し確保への対策を講じながら、適正な管理・保全と新規道路整備に伴う緑空間の創出を図ります。

町内を流れる河川・水路については、人々が水にふれあえる貴重な水辺空間として、関係者との連携のもと、安全性の確保と周辺環境との調和に配慮しながら、親水環境の整備に取り組みます。



中須用水路沿いの桜並木



水辺空間イメージ

## (5) 多様な主体との連携・協働

限られた財源の中で、本町の貴重な水と緑の資源を将来にわたって適正に管理・保全していくため、国・県や住民、大学や事業者、NPO など、多様な主体との連携した取組を推進します。

新しい村に隣接する山崎山の雑木林は、「さいたま緑のトラスト保全第5号地」として県、町が土地を取得し、保全ボランティアの方々により保全、自然観察会など様々な活動が展開されています。引き続き、関係機関との連携・協働を図りながら、良好な自然環境の管理・保全・活用に取り組みます。

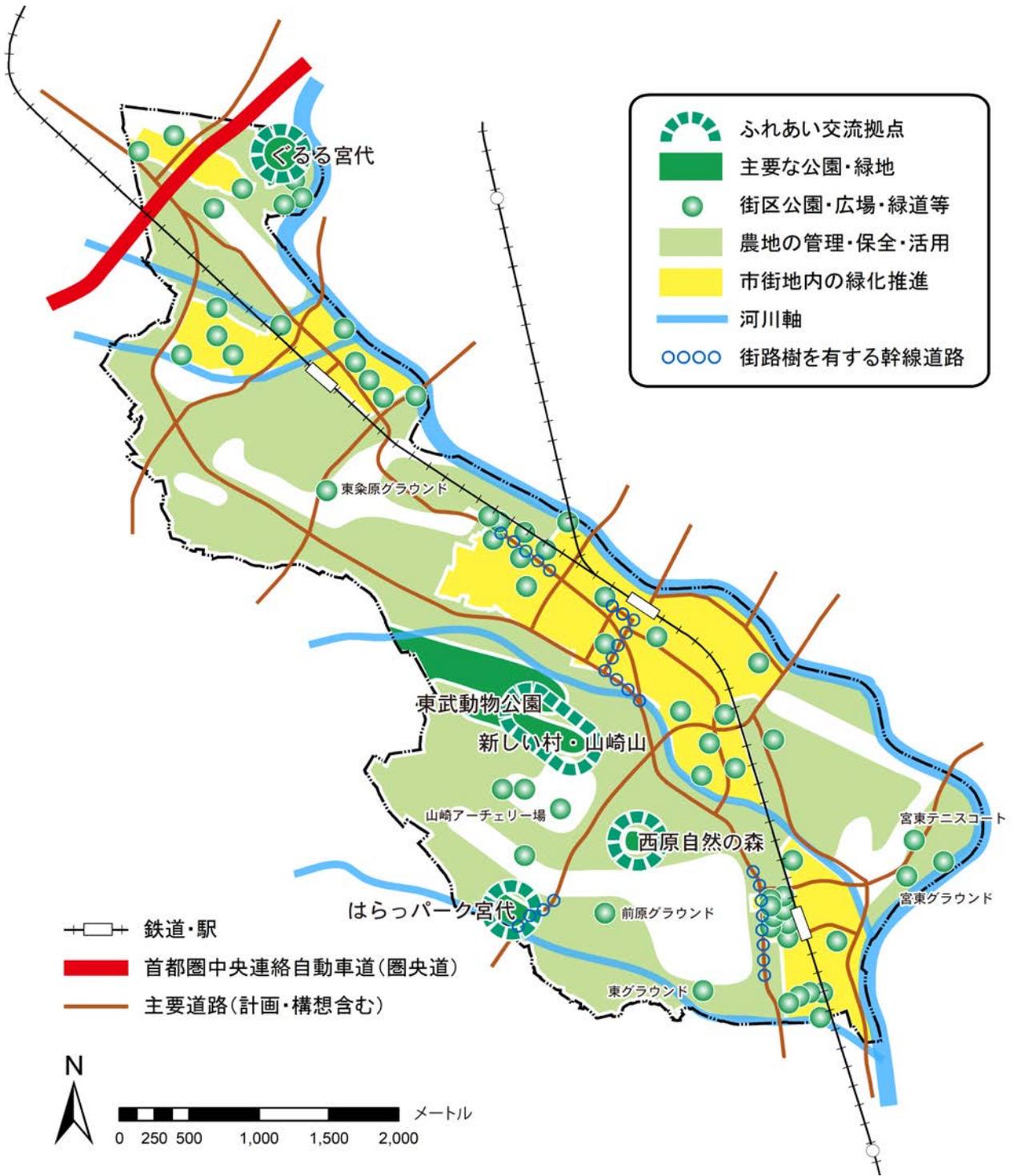


山崎山での保全活動の様子



山崎山でのツリークライミングの様子

## ■ 水と緑の基本方針図



## IV 都市環境の基本方針

都市環境の基本方針では、日常生活を支える上下水道や公共施設などの維持管理に加え、健康福祉の増進に係る方針、本町の特徴でもある水と緑に囲まれた景観づくり、地球規模の喫緊の課題でもある環境への配慮事項に係る方針について位置づけます。

### IV 都市環境の基本方針

#### 1 生活基盤施設の適正管理

- (1) 上水道施設の適正管理
- (2) 下水道施設の適正管理
- (3) 公共施設の適正管理
- (4) 都市施設の広域化

#### 2 健康福祉のまちづくり

- (1) 誰もが暮らしやすい都市環境の形成
- (2) 少子高齢社会に対応した医療・福祉機能の拡充
- (3) 住み続けられる環境づくり

#### 3 都市の魅力を高める景観づくり

- (1) 自然環境と歴史・文化を活かした景観づくり
- (2) まちの顔となる魅力的な駅前景観の創出
- (3) 住宅地の魅力を高める街並みづくり
- (4) 周辺環境と調和した産業地の景観づくり
- (5) 土地利用に応じた景観づくり

#### 4 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1) 低炭素まちづくりの推進
- (2) ごみの減量化、再資源化の推進
- (3) 生物多様性への配慮

## 1 生活基盤施設の適正管理

### (1) 上水道施設の適正管理

本町の上水道は、深井戸と埼玉県営水道からの浄水を水源とし、第2浄水場及び宮東配水場からの配水を行っています。引き続き、地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止に向けて、県水受水比率を高めます。

将来にわたって持続可能な上水の供給に向けて、施設の耐震化や老朽管の計画的な更新などを行い、安全で良質な水道水の安定供給に取り組みます。

### (2) 下水道施設の適正管理

本町の下水道施設は、市街化区域全域と市街化調整区域の桃山台住宅地が公共下水道認可計画区域となっており、和戸横町地区の新規産業拠点を除き、既に整備が完了しています。また、西桑原地区では農業集落排水が整備されています。

引き続き、和戸横町地区の整備を推進するとともに、下水道施設の長寿命化・耐震化による適正な管理と、下水道への接続率の向上に向けた取組を推進します。

公共下水道と農業集落排水区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。

### (3) 公共施設の適正管理

本町が保有する公共施設については、人口減少・少子高齢化に伴う利用状況の変化や施設の老朽化への対応が求められています。

本町においては、「宮代町公共施設等総合管理計画」で掲げられている基本的な考えに基づいて、将来の人口分布や利用状況を見通したうえで、適正なサービス提供を可能とする公共施設の適正管理や機能拡充に取り組みます。また、管理計画に基づき小中学校の適正配置を進める場合は、子どもたちの安全確保を最優先に、通学路整備を進めるとともに、多様な通学手段確保に向けた必要な検討や取組を実施します。



進修館と四季の丘

### (4) 都市施設の広域化

質の高い行政サービスを将来にわたって提供していくために、上下水道施設などの都市施設については、周辺自治体との連携を図りながら、広域化の可能性について検討します。

## 2 健康福祉のまちづくり

### (1) 誰もが暮らしやすい都市環境の形成

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが快適な生活を送ることができるよう、道路や公共施設、鉄道駅やバス停など、多くの人々が利用する施設については、段差の解消や点字ブロック・スロープの設置など、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

また、本町においても増加傾向にある外国人の居住者や来訪者への対応として、主要な公共施設や道路標識、観光案内板や各種パンフレットなどの多言語表示を検討します。



### (2) 少子高齢社会に対応した医療・福祉機能の拡充

少子高齢社会に対応していくため、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して健康に暮らすことができるように、町内における医療・福祉機能の拡充を目指します。

町内の既存医療・福祉施設については、引き続き、周辺住民の安心と健康を支える重要な施設として、その機能の維持や関連施設との連携強化を促進します。

また、安心して子育てできるまちを目指し、教育・保育施設整備を進めるとともに、子どもたちの居場所づくりや地域子育てサロンの開設など、地域全体で子育てを支えられる環境づくりを推進します。

本町のまちなか拠点として、新たな都市機能の創出が期待される東武動物公園駅西口地区においては、新たな医療・福祉機能の誘導を目指します。



### (3) 住み続けられる環境づくり

これからのまちづくりを担う子育て世代の定住促進に向けて、子どもの誕生や成長に合わせて町内での住み替えが可能となるように、賃貸住宅や中古住宅、新たな戸建住宅など、住み替えに関する様々な情報を関係機関と連携し発信します。

また、住宅の確保が困難な方々の居住の受皿となる県営住宅などの整備については、地権者や関係機関との協議・調整を図ります。

### 3 都市の魅力を高める景観づくり

#### (1) 自然環境と歴史・文化を活かした景観づくり

本町原風景を構成する農地や平地林、河川・水路などの自然資源や寺社仏閣などの歴史・文化資源、伝統的な街並みを有する農村集落については、景観の保全を促進します。

姫宮落川や中須用水などの河川・水路沿いの桜並木は、住民や来訪者を楽しませる魅力的な景観を構成する貴重な資源となるため、関係機関との連携・協働を図りながら、安全性の確保に配慮した水辺環境の整備とともに、適正な管理・保全を促進します。



西光院

#### (2) まちの顔となる魅力的な駅前景観の創出

多くの人々が利用する鉄道駅周辺の市街地については、駅前広場などの基盤整備と合わせた、賑わいのある都市景観の形成を誘導します。

特に、まちなか拠点として新たな都市基盤整備や都市機能の創出が期待される東武動物公園駅周辺においては、本町の玄関口としての役割を果たすことから、関係者との連携・協働を図りながら、新たな都市機能の誘導と合わせた魅力ある都市景観の創出に取り組みます。

また、本町の主要な観光拠点となる東武動物公園までのアプローチ道路となる（都）東武動物公園駅西口駅前通り線については、多くの来訪者が行き来する路線となることから、本町の魅力や賑わいを感じさせるシンボルロードとして整備を行います。

#### (3) 住宅地の魅力を高める街並みづくり

自分たちが暮らす町に誇りと愛着を持てるように、また、子育て世代をはじめとする新たな定住者の居住地として選ばれるように、周辺環境と調和した魅力的な街並み形成を促進します。

#### (4) 周辺環境と調和した産業地の景観づくり

本町の産業振興を担う宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域の新たな工業団地においては、地区計画などの指定により、周囲に広がる自然資源や既存市街地の街並みなど、周辺環境との調和が図られた景観形成を促進します。

#### (5) 土地利用に応じた景観づくり

市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、比較的都市基盤が整備されている土地利用検討エリアにおいては、周辺環境との調和を図りながら、今後の土地利用展開に応じた魅力ある景観形成を誘導します。

## 4 環境にやさしいまちづくりの推進

### (1) 低炭素型まちづくりの推進

地球温暖化をはじめとする気候変動の一因ともいわれている温室効果ガスの排出抑制に向けて、エネルギーの高効率化に資する集約型都市構造への転換や自動車から公共交通や徒歩・自転車への移動手段の転換など、環境負荷の低減による低炭素型まちづくりに向けた総合的な取組を推進します。

また、町庁舎における太陽光発電や公用車の電気自動車導入などにより、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

### (2) ごみの減量化、再資源化の推進

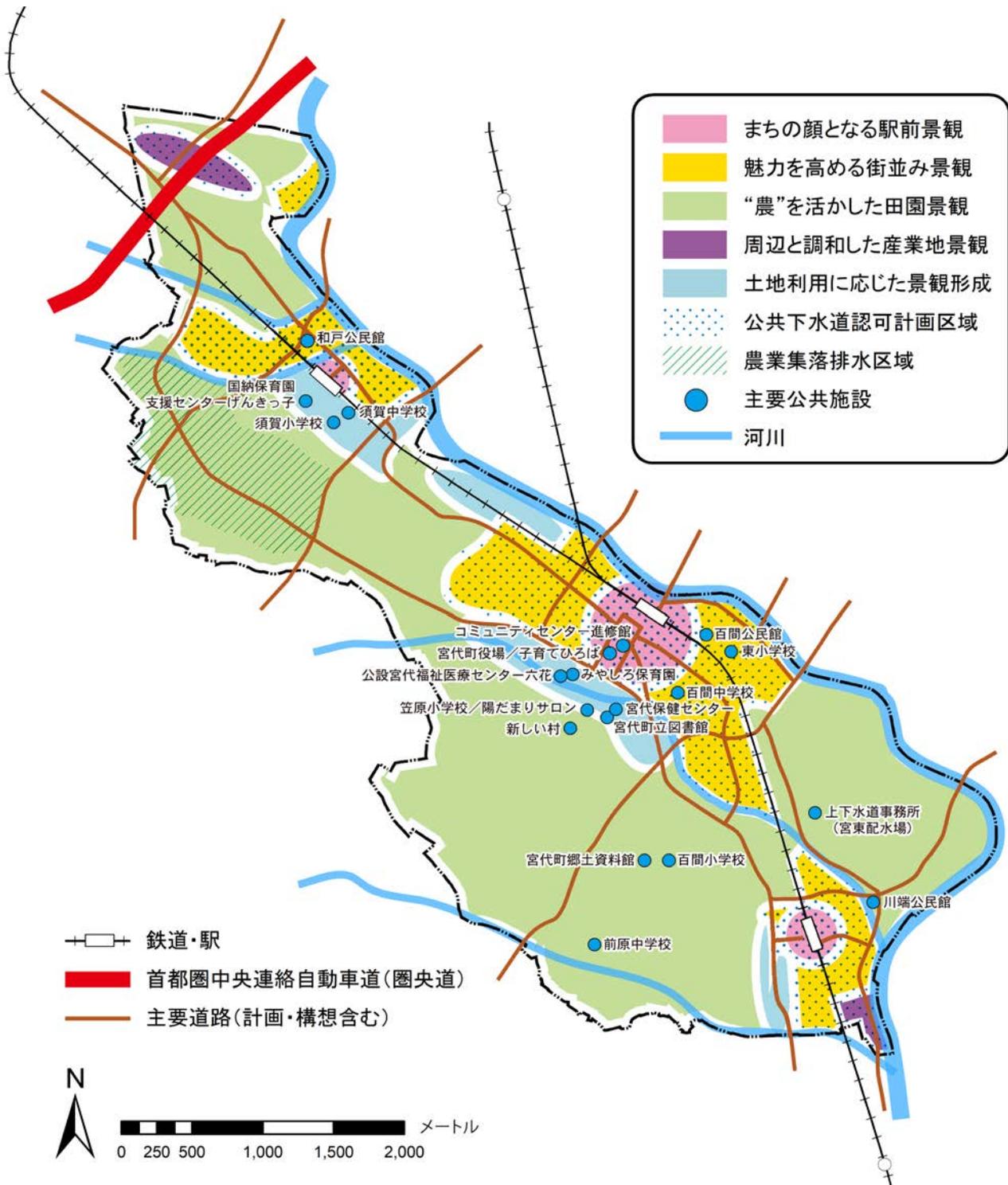
資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する循環型社会を構築するため、廃棄物の発生を抑制 (Reduce) するとともに、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) を図る 3R の取組を推進します。



### (3) 生物多様性への配慮

豊かな自然環境を有する本町においては、多様な動植物の生息・生育の場となる自然環境の適正な管理・保全を図り、生物多様性に配慮した自然と共生したまちづくりを目指します。

## ■ 都市環境の基本方針図



## V 安心・安全の基本方針

安心・安全の基本方針では、切迫する大規模地震や台風・大雨などの自然災害から、住民の生命や財産を守るための備えに係る方針と、日常の安心・安全を支える交通安全や防犯まちづくりに係る方針について位置づけます。

### V 安心・安全の基本方針

#### 1 災害に備えたまちづくり

- (1) 地震・火災に備えたまちづくり
- (2) 水害に備えたまちづくり
- (3) 防災施設の整備
- (4) 国土強靱化地域計画に基づく総合的な取組
- (5) 復興事前準備の検討

#### 2 協働に基づく地域防災力の向上

- (1) 自助・共助・公助による防災・減災まちづくり
- (2) ハザードマップの活用
- (3) ライフラインの確保

#### 3 安全な暮らしの確保

- (1) 交通安全対策の強化
- (2) 防犯まちづくりの推進

# 1 災害に備えたまちづくり

## (1) 地震・火災に備えたまちづくり

近い将来の発生が予想されている大規模地震に備え、町内に立地している建築物の耐震診断や耐震改修を促進するため、継続的な支援方策について検討します。

火災に強いまちづくりに向けて、多くの人々が集う東武動物公園駅西口の商業地においては、防火地域・準防火地域に指定されており、新たに整備された道佛地区の住宅地、そして新たな産業拠点として整備が進められている和戸横町地区においては、準防火地域に指定されています。

既存市街地において、古い木造住宅が密集して立地しているエリアについては、地震による倒壊や火災の発生が懸念されることから、防火地域・準防火地域や地区計画など、都市計画手法の導入について検討を進めるとともに、行政からの支援などを活用した住民の主体的な取組による耐震化や不燃化を促進します。

また、地震や火災発生時における、消防車などの緊急車両の円滑な通行を確保するため、住宅地や集落内の拡幅や隅切りによる狭あい道路の改善を推進します。

近年では、地震によるブロック塀などの倒壊が全国的な課題となっており、人的被害の発生、緊急車両の通行や住民の避難の阻害要因となるなど、対策が求められています。本町においても、危険性の高いブロック塀などについては、所有者の責任に基づく適正管理について周知を徹底するとともに、撤去や植栽などへの改修を促進します。



狭あい道路改善イメージ

## (2) 水害に備えたまちづくり

本町は、町内に複数の河川・水路が流れる地理的特性上、一部のエリアで大雨などによる浸水被害が発生しています。

浸水や冠水の被害が発生しているエリアでは、排水機能の向上に向けて、雨水貯留施設や地下浸透施設などの整備を推進します。

公園や小中学校のグラウンドなどの公共空地については、保水・遊水機能を持つ施設として機能の維持・強化を図ります。道路や駐車場についても透水性舗装などを推進し、公共施設から率先して雨水浸透を図ります。

新たな民間開発にあたっては、開発規模に応じた雨水対策施設の整備や敷地内緑化を誘導し、保水・遊水機能の強化を図ります。

河川の氾濫などによる水害被害の防止・抑制に向けて、町内を流れる一級河川については、関係市町とともに河川改修などの早期完了を県に要望します。

## (3) 防災施設の整備

災害時における円滑な避難や復旧活動に向けて、「宮代町地域防災計画」に基づいた防災施設の適正配置や防災体制の強化に取り組みます。

災害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる小中学校などの拠点施設、緊急輸送道路となる路線については、備蓄倉庫の設置や沿道建築物の不燃化・耐震化の促進など、防災機能の維持と更なる充実を促進します。



感染症対策を踏まえた避難所開設訓練

## (4) 国土強靱化地域計画に基づく総合的な取組

全国で大規模な自然災害が頻発する中で、本町においても自然災害などに備えた事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策に総合的に取り組む「宮代町国土強靱化地域計画」に基づき各種施策を推進します。

## (5) 復興事前準備の検討

将来的な発生が予想される大規模災害に備え、「宮代町地域防災計画」などの各種計画を踏まえながら、被災後の復興まちづくりにおける目標や実施方針、進め方など、被災時に都市計画として求められる事項について事前に準備する「復興事前準備」に取り組みます。

## 2 協働に基づく地域防災力の向上

### (1) 自助・共助・公助による防災・減災まちづくり

災害時には「自助（自分の身は自分で守る）」「共助（共に助け合う）」「公助（行政が支援する）」の考え方を基本として、それぞれの立場に応じた主体的な取組を実践できるように、各主体の日頃からの防災意識の醸成に取り組みます。

自治会などの地区を中心とした自主防災組織や自衛消防組織を有する事業者などの育成に向けて、防災活動への指導など積極的な支援を行うとともに、非常時における役割分担を明らかにしたうえで、協力体制の強化を図ります。

### (2) ハザードマップの活用

防災・減災を進めるためには、地震や洪水など、本町で想定される自然災害の発生に備えて、災害リスクに関わる情報を正確に把握するとともに、その情報を住民や事業者、来訪者などに広く周知することが必要です。

国や県の災害シミュレーションの結果などを踏まえながら、ハザードマップを必要に応じて更新し、ホームページやパンフレット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しながら、住民や事業者、来訪者などへの周知の徹底を図ります。



### (3) ライフラインの確保

電気・ガス・上下水道・通信などのライフラインについては、災害時においてもその機能が保持できるように、事業者などとの連携・協働を図りながら、耐震性の強化や代替措置の確保に取り組みます。

また、住民や事業者など、各主体が自立的にエネルギーや水・食料などのライフラインを確保することができるように、それぞれの立場でできる限りの備蓄や自家発電装置などの確保を促進します。

町庁舎における太陽光発電や公用車の電気自動車導入などにより、災害時のライフラインの確保に積極的に取り組みます。

なお、LPG バルク供給システムを設置している施設においては、災害時のライフラインとして活用します。



### 3 安全な暮らしの確保

#### (1) 交通安全対策の強化

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心・安全に徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで暮らすことができるように、交通安全対策の強化に向けて、警察などの関係機関との連携を図りながら、歩道や防護柵などの交通安全施設の適正管理や設置を促進します。

園児の散歩コースや小中学生の通学路となっている道路については、歩車道の分離やゾーン30、キッズゾーンの指定、防護柵の設置など、子どもたちの更なる安全性の確保に取り組みます。

交通事故の防止や快適な交通環境の実現に向けて、引き続き、住民の交通安全意識の醸成を図るとともに、多くの車や自転車、人々が行き交う鉄道駅周辺においては、路上駐車及び放置自転車の防止や自転車の利用マナーについての啓発に取り組みます。



#### (2) 防犯まちづくりの推進

子育て世代をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、街路灯や防犯カメラの設置、SNSなどを活用した防犯情報の発信、地域コミュニティによる日常的な防犯パトロールや見守り活動の実施など、ハード・ソフト両面から、犯罪抑止力の高いまちづくりに向けた総合的な取組を推進します。

市街地や既存集落内での発生が顕在化している空き家や空き地については、防犯・防災上の理由から良好な居住環境の阻害要因ともなり得ることから、所有者による適正管理を促進します。



## ■ 安心・安全の基本方針図



## 【参考】町の特徴ある建造物

### ■ 進修館

進修館は、世の中にはたくさんの中心があって、その中心からさまざまな力が発散されて、発散された力がもういちど中心に戻ってくるようなイメージとして「たくさんの世界の中心のひとつ」をコンセプトに設計されています。

大ホール前の光路は、富士山と筑波山を結ぶ軸、小ホール前の光路は南北を結ぶ軸となっています。その2つの軸が交わる広場の中心から世界に向けて、見えない線が放射状にたくさん伸びています。



光路

### ■ 笠原小学校

笠原小学校は、宮代町に古くからある切妻型瓦葺きの二階建て農村住宅を具体的モチーフとして設計され、「学校はまち」「教室はすまい」「学校は思い出」の三つのコンセプトの元に作られたユニークな学校です。



廊下